

令和 7 年国勢調査大阪市実施本部規程

(設置)

第 1 条 令和 7 年国勢調査に関する事務を処理するため、本市に令和 7 年国勢調査
大阪市実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は、計画調整局主管副市長をもって充てる。

3 副本部長は、計画調整局長をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てるほか、本市職員のうちから市長が命ずる。

(本部長等の職務)

第 3 条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部の設置)

第 4 条 本部に次の部を置く。

基本調査部

水面調査部

連 絡 部

広報報道部

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、別表第1に掲げる職にある本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

5 部に副部長を置き、別表第2に掲げる職にある本部員のうちから本部長が指名する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部の分掌事務)

第5条 部の事務分掌は、次のとおりとする。

基本調査部

- (1) 本部の人事、予算、決算及び物品に関すること
- (2) 国勢調査の実施計画に関すること
- (3) 調査関係書類の収受、審査及び進達に関すること
- (4) 他の部の主管に属しないこと

水面調査部

- (1) 水面調査に関すること

連絡部

- (1) 区実施本部との連絡調整に関すること

広報報道部

- (1) 国勢調査の広報に関すること
- (2) 報道機関との連絡調整に関すること

(施行の細目)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

政策企画室長、市民局長、本部長の指名する計画調整局理事、大阪港湾局長

別表第2

政策企画室市民情報部長、市民局区政支援室区政支援担当部長、計画調整局企画振興部長、大阪港湾局施設管理部長